

関島社会保険労務士事務所便り

2011年
1月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



将来への明かりが見える年に

新年おめでとうございます。本年も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、最近の世論調査の結果では、将来への不安、雇用不安を訴える数字が極めて高く示されています。日本銀行による「生活意識に関するアンケート」では、「雇用不安」を訴える数字が実に87%にのびました。また、読売新聞の調査では「自分と家族の将来が不安」が83%となっており、まさに深刻な事態に至っているといえます。

民間企業の平均給与が前年と比較して23万7千円も下落し、年収200万円以下の「ワーキングプア」が1,100万人、生活保護受給者数が180万人を超えこれまた史上最大です。社会に巣立つ大学生、高校生には「超氷河期」の就職難が襲いかかり、高齢者の孤独死が相次いでいます。

こうした国民の将来不安の根本には政治の社会保障機能の喪失があるのではないかと考えてなりません。「自助努力・自己責任」が目的化し、財源の裏付けのな

い一部の選挙対策用の給付が行われる一方、健康保険料や介護保険料、厚生年金保険料がうなぎのぼりに上昇し、年金給付が年々引き下げられる—これが国民の不安を助長している大きな要因となっているといえます。

一昨年9月の総選挙で「政権交代」が実現したのも、民主党政権に生活の不安解消を多くの国民が望んだからにはほかなりません。

ところが、菅内閣の最近の支持率が20%台に急落していることはその後の政治が国民の期待に応えるものになっていないことを示しているといえましょう。

転換期における各政党の今後の動向が注目されるとともに、不安の根本的問題ともいえる雇用や年金などについて、不安解消の方策が確実に実行され、将来への明かりが見える年となってほしいと願っております。(関島)



公的年金 4月から0.3%減額

物価と賃金下落で

政府は12月20日、2011年度の公的年金支給額の引き下げを決定しました。物価下落に伴う措置で、引き下げは06年度以来5年ぶりとなります。下げ幅は支給額の0.3%程度となる見通しです。対象者は国民年金、厚生年金、共済年金の受給者です。

国民年金の保険料を40年間払って満額支給される人は、月額6万6千円から200円程度) マイナスになる見通しです。

また、40年間会社に勤め厚生年金保険料を支払ったサラリーマンと専業主婦がいる家庭の厚生年金受給者なら、いまの月23万3千円が約700円程度減る計算となります。

年金支給額をめぐっては、細川厚生労働相が12月14日の閣議後会見で「全体的に物価が下がり、現役の賃金も下がっている状況なのでやむを得ないのではないかと引き下げを表明していました。

しかし、菅直人首相は来春の統一地方選などを念頭に高齢者の反発を招く恐れのある引き下げに慎重な姿勢を見せ、関係閣僚に再検討を指示していました。

しかし、細川厚労相、野田財務相、玄葉国家戦略担当相ら関係閣僚による折衝が20日開かれ、その結果、「法律の規定に従うべきだ」と来年度の引き下げで意見が一致し、決定されました。

過去には下げないことも

年金の引き下げは、2006年度以来5年ぶりです。年金額は基本的には物価の変動によって決められていますが、2000年度から3年間は、物価が下がっても政治的判断で下げなかったこともありました。また、2006年度、2008年度には物価が上昇しましたが年金額は据え置かれました。

現在の年金制度は、2004(平成16)年の改正によって「自動物価スライド」が廃止されています。「マクロ経済スライド」という難しい「調整率」が適用され、必ずしも物価の変動によって変動する制度にはなっていません。不況で現役世代の賃金下がっているもとではやむを得ないと判断されたようです。

年金は2か月分がまとめて後払いされます。ですから、実際に減ったと実感するのは、来年の4、5月分が支給される6月からで、統一地方戦後になります。

物価指数(2002年度を基準)と国民年金額

| 年度 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 物価指数 | 0.0 | -0.3 | -0.3 | -0.6 | -0.3 | -0.3 | +1.2 | -0.3 | -0.9 | |
| 国民年金額 (月額) | 804,200 (67,017) | 804,200 (67,017) | 794,500 (66,208) | 794,500 (66,208) | 792,100 (66,008) | 792,100 (66,008) | 792,100 (66,008) | 792,100 (66,008) | 792,100 (66,008) | 789,700 (65,808) |

(網掛けは変動があった年度の数値)

人員削減のための「整理解雇4要件」

会社更生手続進行中の日本航空の「整理解雇」が話題になっています。「整理解雇」とは、「**使用者が経営上の理由により人員削減の手段として行う解雇**」といわれ、欠勤や病気、懲戒処分など労働者側の理由による普通解雇や懲戒解雇とは異なります。この整理解雇は判例で企業側に厳しい制限が加えられています。

◆解雇には客観的合理性が必要

解雇に関する一般的な規制を行っているのが労働契約法第16条です。

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

これは、判例により確立された法理を法律によって明文化したもので、当初は労働基準法第18条の2で定められていましたが、労働契約法の制定に伴い、同法16条に移動しました。

◆整理解雇には厳しい要件

整理解雇については、この合理性要件とともに、さらに以下の要件が必要とされており、昨年9月に発行した厚生労働省のパンフレット『知って役立つ労働法 働くときに必要な基礎知識』では、次のように定式化しています。

「使用者が、不況や経営不振などの理由により、解雇せざるを得ない場合に人員削減のために行う解雇を整理解雇といいます。これは使用者側の事情による解雇ですから、次の事項に照らして整理解雇が有効か否か厳しく判断されます。

(1)人員削減の必要性

人員削減措置の実施が不況、経営不振

などによる企業経営上の十分な必要性に基づいていること

(2)解雇回避の努力

配置転換、希望退職者の募集など他の手段によって解雇回避のために努力したこと

(3)人選の合理性

整理解雇の対象者を決める基準が客観的、合理的で、その運用も公正であること

(4)解雇手続きの妥当性

労働組合または労働者に対して、解雇の必要性とその時期、規模・方法について納得を得るために説明を行うこと

◆主に大企業ほど厳格

この整理解雇の4要件は終身雇用が一般的となっているもとの基準であり、中小零細企業には厳格な適用は困難です。

また、4要件が満たされているか否かは各要件個別に判断されるのではなく総合的に判断されるとされています。

日本航空の整理解雇は、日航の赤字が政治主導で進められた赤字路線等放漫経営にあったことや、希望退職者が募集人員を上回っていた上での解雇であること、特定組合の組合員に解雇者が集中していることなど人選の合理性など、今後裁判で争われることが予想されています

●有効求人倍率が7カ月連続で改善

総務省が11月の完全失業率を発表し、前月と同じ5.1%だったことがわかった。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.57倍（前月比0.01ポイント増）で、7カ月連続で改善した。（12月28日）

●約180万人分の企業年金が持ち主不明

手続きの不備などが原因で持ち主が不明となっている企業年金（確定拠出年金）の資産が、今年3月末時点で約180万人分あることが明らかになった。総額は3,000億円程度。（12月28日）

●定年等の中高年者の半数以上が仕事を継続

厚生労働省は、定年等により退職した中高年者のうち52.5%の人が何らかの形で仕事を続けているとする調査結果を発表した。就労形態は「契約社員・嘱託」が19.3%、「パート・アルバイト」が13.8%だった。（12月27日）

●協会けんぽの保険料が2年連続上昇

全国健康保険協会は、2011年度における協会けんぽの保険料率が全国平均で9.5%（2010年度から0.16%上昇）になる見込みであると発表した。医療費支出が増大する見込みのため、2年連続の上昇となる。（12月25日）

●介護保険制度改正案のポイント

厚生労働省は、2012年度実施の介護保険制度改正案のポイントを発表し、「介護保険料の軽減」、「24時間対応の訪問介護サービスの創設」、「介護療養病床の廃止期限猶予」などが盛り込まれたことがわかった。来年の通常国会に改正法案を提出の予定。（12月24日）

●厚生年金基金 14万人以上に未払い

厚生労働省は、厚生年金基金に関して、3月末時点で約14万3,000人の年金が未払いとなっていたことを明らかにした。未払い額は年約349億円（前年比約3億円増）だった。（12月21日）

●介護職員の給与が月額約1万5,000円上昇

厚生労働省が介護職員の処遇改善状況を発表し、職員1人当たりの月額給与が今年6月までの1年間で平均1万5,160円増加したことが明らかとなった。昨年10月からスタートした「介護職員処遇改善交付金」の影響によるもの。（12月21日）

●失業手当の給付額を上げへ

厚生労働省は、失業手当の給付額を2011年度から引き上げる方針を明らかにした。引き上げは5年ぶり、下限額を1,856円（2010年度比256円増）、上限額を30歳未満は6,435円（同290円増）、30～45歳未満は7,150円（同325円増）、45～60歳未満7,865円（同360円増）とする考え。（12月17日）

●「未払賃金立替払制度」は存続へ

厚生労働省は、事業仕分けで「原則廃止」と判定された「未払賃金立替払制度」について、従来通り存続させる方針を明らかにした。連合など労働界が激しく反発していることを受けたもの。（12月10日）

